
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年5月1日（木曜日）

日 時 令和6年5月1日（木）午後1時30分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長・副委員長の選出
- 3 日程協議
- 4 審査事項
(1) 令和6年5月1日付審査付託について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	刈 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午後1時30分開会

○臨時委員長（横尾 正信君） それでは、皆様こんにちは。それでは、ただいまから第1回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

本審査会は令和6年4月4日に開催いたしました議会運営委員会において、1、令和6年4月1日付、松井道信議員、2、令和6年4月2日付、藤本邦彦議員、3、令和6年4月3日付、一般社団法人よふどの恵代表理事谷村幸雄氏から、朝来市議会議員倫理条例第5条第1項の規定に基づき提出された審査請求書3件について協議した結果、審査対象議員が同一のため、併合による審査会を設置し、請求案件ごとに審査することが決定されました。

その後、議長指名により6名の審査委員が指名され、政治倫理審査会を本日設置いたしました。また、委員の任期は当該審査が終了までとなっていますので、よろしく願いをいたします。それはまず初めに、正副委員長の互選を行いたいと思います。

正副委員長の互選につきまして、委員長が決まりますまでは、朝来市議会委員会条例第10条第2項の規定を準用して、年長の委員が委員長の職務を行うこととさせていただきますので、私のほうで進めさせていただきます。

それでは早速、朝来市議会政治倫理審査会の委員長について、どのようにさせていただきますでしょうか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（横尾 正信君） 指名推選との声がございました。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（横尾 正信君） それでは、どうぞ。指名推選ありますか。

〔「藤原議員を推薦します」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（横尾 正信君） ほかにございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（横尾 正信君） それでは、藤原委員を推薦との声がありました。

藤原委員を委員長に選出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（横尾 正信君） それでは、異議なしとの声がありましたので、委員長に藤原委員を選出いたしました。

それでは、委員長となりました藤原委員に挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、指名を受けましたので、謹んでお受けをいたします。前のようにじたばたはいたしません。慎重に議事を進行したいと思いますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

○臨時委員長（横尾 正信君） それでは、委員長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 34 分休憩

午後 1 時 35 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、副委員長の互選を行います。どのようにさせていただければよろしいでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 委員長指名でいいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ただいま、委員長の指名という声をいただきましたが、御意見はございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

それでは、委員長の指名により副委員長を選出させていただきたいと思いを。

副委員長に水田委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

それでは、副委員長に水田委員を選出いたしました。副委員長となりました水田委員に挨拶をお願いいたします。

○副委員長（水田 文夫君） 委員長指名ということですので、会がスムーズに行くように、二人で協力しながらやっていきたいと思いを。よろしくお祈いします。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。それでは、御協力をよろしくお祈いいたします。暫時休憩します。

午後 1 時 37 分休憩

午後 1 時 51 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次第に従いまして会議を進行してまいります。

次に、審査会の日程についてお諮りをいたします。

日程については本日 1 日限りにしたいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

それでは次に、4、審査事項の協議を行います。

（1）令和 6 年 5 月 1 日付審査付託について協議を行います。

初めに、審査付託書について、森田議長より報告をいただきます。

では、森田議長、お祈いします。

○議長（森田 龍司君） 審査付託書、朝来市議会政治倫理審査会委員長藤原正伸様、朝来市議会議長森田龍司。

朝来市議会議員倫理条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

1、審査の請求の対象となる議員の氏名、吉田俊平。

2、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容（朝来市議会議員倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号）。

令和 5 年 12 月 25 日第 15 回朝来市議会定例会において、私（松井道信）に対して、吉田俊平議員から極めて不当な発言があった。現在の産業建設常任委員会並びに朝来市議会議員として私個人に対する誹謗中傷にほかならない。政治倫理審査会において適切な対処をしていただくよう要請をする。

12 月定例会最終日における発議第 11 号朝来市中小企業等振興条例に関し、吉田俊平議員から今回

の産建委員会による審議は極めて不相当であり、条例に抵触する決議がなされているとの独善的指摘があった。しかし、これは現在の産業建設常任委員会の委員による再審査とともに、市法制に対しても確認作業を行い、万全を期した上での判断である。

こうした経緯や結果は、全く批判されるべきものではない。さらに、本会議の席上、私に対しても「委員の資質もどうなのかな」との発言があった。これは一方的に個人を侮辱する発言であったため、即刻議場において謝罪を要求したが、彼は謝罪どころか、私の委員会での発言の一部のみを巧みに切り取り、「丸投げ議員」とやゆして自らの発言を正当化する始末であった。さらに続く3月定例会においても同内容の発言を再び行っている。こうした一連の言動は目に余るものであり、全く看過できるものではない。

また、市議会定例会中における侮辱発言は、ケーブルテレビでの生放送を十分に意識したものであり、本会議終了後の視聴者からの反響は甚大であった。このことによって、一時に朝来市民に誤った情報を伝えただけでなく、私個人に対しても著しく名誉毀損させられたことになっている。こうした作為的なハラスメント行為に対しても審査を請求する。

3、審査の請求の対象となる事由を証する書類、別添のとおり。

次に、これはよろしいですか。

〔「次、お送りします」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 龍司君） それでは引き続き、審査付託書、朝来市議会政治倫理審査会委員長藤原正伸様、朝来市議会議長森田龍司。

朝来市議会議員倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

1、審査の請求の対象となる議員の氏名、吉田俊平。

2、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容（朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号）。

令和5年2月10日に行われた産業建設常任委員会における吉田俊平委員による、私（藤本邦彦）に関する虚偽の発言と名誉を毀損する発言。

3、審査の請求の対象となる事由を証する書類、別添のとおり。

以上でよろしいですか。

引き続き、審査付託書、朝来市議会政治倫理審査会委員長藤原正伸様、朝来市議会議長森田龍司。朝来市議会議員倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

1、審査の請求の対象となる議員の氏名、吉田俊平。

2、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容（朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号）。

令和5年2月10日に行われた産業建設常任委員会における吉田議員による「よふどの恵」及び細見守に対する虚偽発言によって、著しく名誉を毀損された。

3、審査の請求の対象となる事由を証する書類、別添のとおり。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。ただいま審査付託書を読み上げていただきました。

ただいまお聞きいただきましたとおり、当委員会に審査付託書が提出されましたので、審査付託事項について協議をしていきたいと思えます。

冒頭、審査対象議員が同一人であるということで、本審査会で併合審査するという御説明がございましたが、御確認いただきましたとおり、対象議員は1名ということで、この点については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま付託されました審査事項3件については、この審査会で併合して審査を進めていくことといたします。

それから、この後、審査をしていただくわけですが、事務局に確認をしておきます。私も含めて当審査会を構成します委員については、除斥や忌避等に該当する委員はございませんか。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 申し上げます。今回の6人の委員さんにつきまして、法律、条例に照らして審査させていただきました忌避、除斥に該当する委員の方はいらっしゃいませんので、報告申し上げます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。順序はちょっと前後しますが、当委員会は法令に基づいて問題なく構成できていることを確認させていただきました。

それでは、併合審査ということでこの3件を審査していくこととなりますが、案件ごとにまずはこの審査申立ての書類についての形式的な事項を確認しておきたいと思えます。

まず、28号について御確認をお願いいたします。

28号に関しまして、法令違反ないしは要件を満たさないというようなことで却下対象になるようなおそれはございませんでしょうか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） きちんと審査するために、ここに書かれていることに関連する議事録等はいつ公表されるんですか。また、それをされたら、大変これ微妙な問題なので、しっかりとした熟読期間が要ると思えますが、その辺はどう考えておられますか。

○委員長（藤原 正伸君） 御案内のとおり、大変難しい問題でございますが、今確認いただきたいのは形式的な要件を満たしているかどうかということの確認をしていただいて、それが審査対象であるということを確認した後、この後の日程の中での調査、審査の中において当然のことながら今御指摘のありました議事録自体を精査することになると思えますので、御指摘のことについては後日の日程でお願いしたいというふうに考えております。

28号につきまして、形式的要件の不備等による却下のおそれはございませんか。よろしいですか

ね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、28号については、この後、実質的な審査に入るとのことといたしたいと思います。

それでは、29号をお願いします。29号です。29号につきまして、同様、却下事由に該当するような事柄はございませんでしょうか。ございませんか。よろしいでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 朝来市議会議員倫理条例の第5条の第3項の関係で、要件を満たしているからちょっと確認をしたいんですが。第5条第3項です。

○委員長（藤原 正伸君） 5条3項は、いわゆる時効の話ですかね。少々お待ちくださいね。

5条3項の規定は、請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に申請しなければならないということになっております。

事務局、確認できますか。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 条例の第5条3項の当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内ということであります。今回のその請求に係る行為自体は、御発言があったということですので、令和5年の2月10日の産業建設常任委員会の2月10日ということになります。この日自身からは1年以上たっておりますので、1年以内ではないということになります。

ただ、請求をされました議員さんがこの発言の内容をお知りになったのが、もともとの令和5年度に開かれております政治倫理審査会の8月に、今そのタブレットに置いてある資料の保管されているそのタブレットの文書共有システムの日付から判断しますに、8月23日の政治倫理審査会の際に資料としてその会議録が上げられたことを御覧になってお知りになったということで、この点につきましては、先日、議会運営委員会でもお話があったとは思いますが、その日からでしたら、まだ1年はたっていないのでというふうに理解できるのではないかなというふうに考えます。

以上であります。

○委員長（藤原 正伸君） 議運のほうの判断は、今説明がありましたとおり、この事実を申立人が了知されました8月23日を起算日として、先ほどの5条3項の日数の確認をしております。

今、委員から御指摘のありました事柄に当てはめると、1年間という期限が定められていますけれども、当然のことながら、そういう倫理審査の申立てができる期間として1年以内ということが規定されているわけです。議会運営委員会の判断では、8月23日以降でなければ申立てができなかった。知り得たのが8月23日ということで、そこから1年間の申立期間という解釈でよからうという判断でございます。

委員の皆さんにおかれては、この5年2月10日から申立てができたかと判断されるか。それとも、現実に知られた8月23日以降でないと申立てができなかったと判断されるかという判断が分かれる

可能性はあるかとは思いますが、いずれにしても、この1年間、あまり長く権利行使ができるのに放っておいてはもう権利の行使は認めませんという意味の規定ですので、議会運営委員会ではその趣旨から言えば、8月23日以降その期間計算に入るのが妥当だろうということで判断されているわけですが、いかがでしょうか。この審査会としてのお考えを示していただければよろしいと思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 若干補足させていただきます。議会運営委員会では、今おっしゃったようなことが決定されましたが、基本的には、当該議事録部分は、朝来市議会の内規によって非公開でございました。基本的に非公開。議事録はありましたけれども、非公開という措置をずっと取っておりましたので、一切公開されておられません。それが初めて公開されたのが8月23日ということで、請求者は8月23日以前には、基本的にはこの議事録に触れる、請求者も含めて、審議も含めてなんですけど、触れる機会はなかったということで、そういう形で十分1年、これはしょうがない。8月23日以降を1年ということは合理的な判断であると、これが大体議運の決定でございました。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、倫理条例5条3項の起算日については、令和5年8月23日という考え方で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、ただいま御指摘の点については異議がないということで確認させていただきました。

そのほか、29号についてございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、29号につきましても、この後、実質審査に入っていきたいと思えます。

続けて、30号をお願いいたします。30号について、いかがでしょうか。

30号については、審査請求の基礎となる事実が29号と同一ということになりますので、期間の考え方についても同様に考えてよろしいかと思えますが、特になしということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、30号につきましても、この後、実質審査に入っていきたいと思えます。

では、この後の審査の方針でございます。

併合して審査をするということ、併合審査ですけれども、1件1件確認をしていきますが、併合して審査をするということについては先ほど確認をしていただきました。

その実質的な審査の方法でございます。先ほども具体的な議事録に当たる必要があるという御指摘はいただいておりますけれども、この後の審査の進め方につきまして、委員の皆さんのほうから何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 特になければ、第2次の審査会でも取りました大きな流れといたしまして、申立てに係ります条例につきまして、これは大前提として、その中身を審査会として確認をするという作業をまずいたしました。その後、小前提といたしまして、申立てに係る事実につきまして、証拠書類によって確認をして、事実認定をする手続を行いました。そして、第3番目に、その大前提、小前提を基に当てはめを行って結論を導くということをし、その結論に応じて措置を決定するという大きく四つの手順を踏みました。

御異論がなければ、そのような流れでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

それでは、本審査会におきましても、同様の手順で進めていただきますようお願いをいたします。委員の皆様、思考の順序として今のような順序でお願いをしたいと思います。

それから、さきの審査会では、条例につきましての大前提の確認をいたしますに際しまして、朝来市の執行機関の法制担当者のレクチャーを受けるというような形を取らせていただいで勉強をさせていただいたということで、その内容については前回の審査会の議事録を見ていただければ分かると思いますが、そういう外部の審査会外の専門家の御意見を聞く必要等につきまして、委員の皆さんの御意見がありましたらお願いをしたいと思います。特に、今、皆さんがお持ちの知見に従って審査を進めていくということによろしいですか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

そうしましたら、おおよその審査の進め方、その方向性については御確認をいただいたところでございます。

それでは、引き続きまして、申立てに係ります、先ほども御指摘がありました申立事項につきましては、先ほど議長のほうから読み上げによりまして内容説明をいただいております。このことにつきまして、これに基づきまして、この後、事実の確認に必要な証拠資料の確認をしておきたいと思っております。

初めに、28号でございますが、28号の審査付託につきましては、委員の皆様方のほうで必要と思われる証拠資料として御意見がございましたら、お願いをしたいと思います。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） ここに書かれているようなことに沿って点検をするためには、令和5年12月の定例会における議事録、さらには、続く3月定例会と書かれておる部分の議事録がまずは必要かと思っておりますので、取り計らいをお願いします。

○委員長（藤原 正伸君） 令和5年12月定例会の議事録、12月25日の議事録ということで、1件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それと3月定例会なんですけれども、これはちょっと日付の特定がございませんが、3月定例会において同内容の発言となっておりますので、これについても確認が必要ということで、御指摘のとおり調査する必要があるということについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですね。ではこの2件。
ほかにいかがですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 関連する産建委員会の議事録ですけれども、3点ございます。まず、10月24日の産建委員会の議事録。それから、11月27日の産建委員会の議事録。それから、12月14日の産建委員会の議事録。この3点は必要かなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） どうぞ。

○委員（横尾 正信君） 振興条例の原案というんですか、10月24日の産建委員会でほぼ決定した原案と、それから、12月25日に上程して決定した条例。これはちょっと参考までに必要かなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 付託書の添付書類にもありますとおり、この申立ては朝来市中小企業等振興条例に関わるものでございまして、その審議がされた10月24日、11月27日、12月14日の産建委員会の議事録が必要であるということと、それから、10月24日の条例の原案及び12月25日に本会議に上程された条例案、今条例となっております。それぞれを資料として調査する必要があるという御指摘でございます。

これらについては、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、これらも調査対象に加えたいと思います。
ほかにございませんでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 12月25日の本会議の映像資料についても確認する必要があると思っております。この議事録だけではちょっと確認できないところがございますので。例えば、どういう方向を見て発言をされていたかとか、その辺がちょっと変わってくるのかなというふうに思っております。映像についても確認をしたいと思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 今、12月25日の議事録につきましては、先ほど淵本委員のほうから請求がございまして、これは用意することになっておりますが、映像資料も併せてという御意見でございますが、いかがですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 映像と議事録の違いは何ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ちょっと内容に入ってしまうようなことですが、議事録からは、松井議

員に対して「松井議員」という個人名が入っていません。委員の資質という発言に関して。

ただ、松井議員からの請求事由等について言えば、私に対して委員の資質はどうかという発言があったという、個人を対象に侮辱する発言であるというふうに請求をしているので、その個人を対象にしているのか、それとも委員全体を対象にしているのかというのをちょっと確認するために映像を確認したいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございますか。

○委員（横尾 正信君） 議事録でええんちゃうん。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 議事録からは分かりませんよ。

○委員長（藤原 正伸君） どうぞ続けてください。

○委員（加藤 貴之君） 記録からは、「委員の資質はどうか」という発言しかないのですが、それが個人なのか、それとも委員全体なのかが特定し難いので。

○委員（横尾 正信君） 映像見たら、確定できるということですか。

○委員（加藤 貴之君） 映像を見たら、吉田議員が誰のほうを向いて発言をされたのかを見れば、その辺が特定できると思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それは、その人物を見ても見なくても関係ないんじゃないかなとは思いますが、見てたら、その特定されるんでしょうか。そう判断できるのかな。それは無理でしょう。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ありませんか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 先ほどの加藤議員の指摘は重要なことで、誰に対してこの発言がなされたのかということを確認する材料には必要不可欠なものだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 全体の映像が映ってて、誰が誰を見てるっていうふうな判断ができるのであればいいんですけども、恐らくアップで映ってますよね。それで議論していくと、恣意的になったりとか、客観的なそういう判断が入ってしまうんじゃないかというふうな危惧がされます。そういったところはやっぱり、まあ映像を見てもいいですけども、見た中で本当にそういうふうな判断ができるかどうかというのは、ちょっと検討する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 具体的なことになりますけども、基本的には吉田議員のその侮辱的な発言は松井議員だけにされたものではありませんよね。前後の議事録を読めばわかりますように、産建委員会の中で、旧産建委員会に属していた3人の議員に対する発言なんです。それはもう明瞭ですよ、読めばね。旧委員会に所属していたにもかかわらず、合意していたにもかかわらず、前言

を翻したという批判なんで、対象は3人なんですよ。松井議員と水田議員と日下議員と、はっきりしてます。3人の議員に対して発されたと思うんですよ。

ですから、松井議員は3人のうちの1人ですから、当然自分に対する発言であると。もちろん、あとの2人も対象なんですけれども、それゆえに松井議員が発言されたということですから、松井議員だけに対して出された発言では、これ読んだら分かりますが、ないんですよ。3人に対して投げた発言ですよ。

だから、松井議員を見てるか、見てないか。ただ水田議員を見てるかもしれないし、日下議員を見てるかもしれない。あるいは、3人とも見てないかもしれません。そんなことは関係ないんじゃないですかね。3人であることは確実です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見。

淵本委員。

○委員（淵本 稔君） 何回も言いますが、議事録だけで分からない部分があるというのは事実なんで、映像とともに両方で確認するという調査は必要です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 必要ならどうぞ。

○委員長（藤原 正伸君） そしたら、どうでしょう。一旦これ文字になっている議事録を調査しまして、25日の議事録の調査の結果、なお必要と思われれば追加して映像を資料にするということでもよろしいでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 委員長のその提案に賛成です。ただ一つ私が申し上げたいのは、松井議員からの請求理由に関して、私個人に対してというふうに最後におっしゃっているのも、その辺が個人向けられたものなのか、委員全体に向けられたものかというのはしっかりと確認する必要があると思っております。

○委員長（藤原 正伸君） はい。御指摘のとおり、この請求内容の確認をさらに細かくしていく必要がございますので、その段階に至ったときに映像資料が必要というふうに審査会のほうで判断していただいたら、追加して調査をするという扱いにしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ほかに、この28号に関する資料。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） この件に関しては、抗議文が1月19日に日下議員、それから2月5日と2月9日に松井議員から同様の内容のが出ているんですけども、それも参考にすべきだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 1月19日、それから2月5日、2月9日付の3通の抗議文があるということで、それも調査対象にすべきという御意見ですが、いかがでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、この抗議文についても対象としたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

本日で決めてしまうわけではございませんので、次回以降のために準備すべき資料として今確認をさせていただいていますので、また審査の過程で、先ほどの映像資料等と同様、必要であるということになれば追加して資料に加えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは次、29号についてです。29号について、調査すべき資料として御意見をいただきたいと思っております。

これにつきましては、そこに審査対象の内容として、令和5年2月10日に行われた産業建設常任委員会における発言ということになっておりますので、該当の議事録ということになるかとは思いますが、そのほかございませんか。

該当議事録を取りあえず調査対象ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、令和5年2月10日の産業建設常任委員会の会議録を調査対象資料として準備したいと思っております。

それから次に、30号をお願いいたします。

30号につきましても、審査対象の内容は29号と同様ということですので、同じく2月10日付の会議録ということになります。そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） なければ、30号につきましても2月10日の産業建設常任委員会の会議録ということで準備をさせていただきたいと思っております。

それでは一応、以上のような形で、基本的には次回の日程以降、調査をしていきたいというふうに思います。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 今までいろいろと先ほども出てました抗議文とか、それから当然審査請求が議会運営委員会等に上がってきた折に、事務局のほうでも幾ばくかの準備はございまして、さほど時間がかからずに上げられる資料もあるんですけども、基本的には次回以降の日程でということではよろしいですか、皆さん。大丈夫ですかね。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、先ほども申し上げましたとおり、また審査の途中で必要が出ましたら、そのときに資料等につきましては用意をさせていただきたいと思っておりますので、申し出ていただければというふうに思います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時50分をお願いします。

午後2時35分休憩

午後2時53分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。大変お待たせいたしました、申し訳ございませんでした。

議長。

○議長（森田 龍司君） 先ほどの審査付託書の件ですが、2番目の審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容の事由のところを私が読み間違えていましたので、改めて、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容ということで訂正をさせていただきますので、御了解いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（藤原 正伸君） 審査付託書の記の2番の発言訂正に係る部分です。御了解をお願いしたいと思います。

それで、先ほどいただきました調査対象資料ですけれども、既に先ほどもさほど時間がかからずに用意できるものもあるとは言ったんですが、傍聴人の方々への資料も準備する必要がございまして、いずれもすぐにはちょっと審査を始めることはなかなか難しいということですので、途中でも申し上げましたとおり、いずれも次回以降の審査ということにしたいと思います。

本日は、途中でも申し上げました、いずれもこれ本市の議員倫理条例の第3条第1項第1号が該当事由として上がってきておりますので、この審査会としてのその3条1項1号についての御認識をできるだけ共通にしておきたいというふうに思っておりますので、本日そのところの確認をまずはさせていただいて、次回以降の事実確認に備えたいというふうに考えております。

本市の政治倫理基準を示しております第3条第1項第1号なんですけれども、「市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」というような形で規定がございまして。

2号以下はお読みいただければ分かりますとおり、この第1号は政治倫理基準の総則的な規定でございまして。言わばこの3条全体を包括するような規定でございまして。いわゆる受皿規定といえますかね、2号以下に該当しないものでも1号に該当してくるものはありますよという、こういう規定の仕方になっております。

ただ、その品位や名誉を損なう行為と、こういう言い方、それからもう一つは、職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為というような形で、2号以下に比べると、非常に内容が抽象的になっておりますので、これは2号以下を扱うときに比べますと相当慎重に皆さん取扱いに注意していただく必要があるかなというふうに思います。

ですので、今後の事実認定の後、この3条1項1号に該当するかどうかの判断をしていくことになるわけですけれども、特定の事案や状況を前提としたときに2号以下は相当程度具体的な規定ということが言えますけれども、1号は非常に一般的な規定になっておりますので、その該当性を評価するときの判断が2号以下よりは難しいだろうというふうなことが想像されます。

一般的には、この今言いました品位や名誉を損なう行為というようなもの、それから不正の疑惑を持たれるおそれのある行為というような言い方で規定はされていますけれども、基本的にはその判断は一般的な社会常識に従ってやるということしかないわけでございますけれども、そういう前

提に立つ限り、よく言われます、いわゆるモラルを問われるような行為、規律を乱す行為、こういうような言い方の段階でもなかなか具体性がまだないんですけれども、あるいは、差別的な扱いや言動ですね、それから虐待、セクハラ、パワハラ、ハラスメント関係、それから人権侵害というようなことが挙げられております。

こういうのは、本市の条例にはその逐条がないんですけれどもね、幾つかの議会の倫理条例には逐条解説を設けておるところがありますので、そういうところに当たっていただけると、統一的な先ほど言いました一般的な社会常識ではこの1項1号がどういう場合に発動されるのかというのが分かるということが言えると思います。

もし委員の中でそういう、これはというような逐条を既に御存じの方がありましたら、そういう情報を今日のうちに上げていただけると非常に参考になって助かるんですが、いかがですか。情報をお持ちの方、いらっしゃいませんか。

[発言する者あり]

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 探してまいります。これたしかありましたよ。

○委員長（藤原 正伸君） 例えば、これに限らないんですけれども、有名どころでは立川市議会の議員政治倫理条例。立川市議会も非常に活発に条例自体の改善なんかもして、そこが逐条を設けております。当たっていただけるといいかと思えますし、1個1個挙げると、たくさんあるんですよ。豊明市とか上尾市とか、幾らもあります。もしそんなんでもよければ、何ぼでも挙がるんですけどね。今言いました豊明市、上尾市、さっき言いました立川市。

[「何が」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原 正伸君） 逐条を持っているところ。津山市。

それぞれの市によって、条例本体の構成が少し微妙に違っていて、本市と同じような体裁を取っているところに当たっていただけるといいかなという気もしますけれども。倉敷、門真、いっぱいございます。守谷市。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 形式的に朝来市はどこか一つの基本的な類型をまねした条例なんで、ほとんど似た条例はたくさんあります。その中で、ただ、いわゆる2号、3号、4号、5号という号が少ないところ、多いところありますよね。その中で、号が多いところは、大概はいわゆる名誉毀損、虚偽による名誉毀損とか虚偽発言とかそういうものは、大概入れているところが多いんですよ。入れてなくても、総則の中で当然、名誉毀損的なことは該当するんです。いうのは、そういう号数がたくさんのところは大概入れているということから分析すれば、それは言えるだろうというようなことはあると思います。

今回、この3件とも、ほとんどいわゆる同じような名誉毀損的な虚偽発言、あるいは名誉毀損的な、あるいは侮辱的な発言に対する抗議ですから、それは当然私どもの条例の号には名誉毀損という言葉は入っていませんけれども、常識的にはその1号総則の中に入れてなければ、1号総則の中に

当然含まれるし、またいずれ条例改正等をするときには、号数を若干増やして、こういう典型的なものについては入れておいてもいいのかなというような感じはいたしますね。

○委員長（藤原 正伸君） 当然ながら、他の法令に抵触するような行為というのは、その時点で社会的にも許されない行為だという認定がしやすいということが言えると思います。

そういう意味では、先ほどもつらつらと申しましたけれども、この議員による虚偽の発言とか情報発信によって他の議員ないしは一般市民の名誉を毀損するような行為というのは、大概の条例の明文で規定して基準としているものもありますし、それから、本市のようにそこまで行かなくても、逐条解説の中でそういう行為はこの1号に該当する、この品位や名誉を損なう行為になるんですよということが大体説明はされておりますね。

そのほか、何か御意見ございませんでしょうか。

今ちょっと話も出ておりましたけれども、今回、併合して審査する3件については、対象議員が同一ということもございますけれども、対象行為の内容がいずれも品位や名誉を損なう行為、なおかつその中身として虚偽の発言や情報発信によって他人の名誉を傷つけるというタイプの行為だというふうに、今のところ形式的には思われますので、その点の該当性というものを今後、検討していただくというようなことになるかというふうに思います。

何か御意見ございますか。

先ほども申し上げましたとおり、2号以下に比べますと非常に客観性という意味においては1号は包括的な内容でございますので、審査の過程においては熟議をしていただきまして、内容確認とそれからその結論に至っていただきたいというふうに思いますので、大変難しいとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうでしょうか。1項1号について、皆さんのほうから疑問点とか、この場で協議するような事柄について御発言がありましたらお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

規定が抽象的であるがゆえに、具体的な事例を前提にして論じて初めて議論しなきゃいけない部分が明確になってくるというようなこともございますので、一般的議論を延々としても意味がないというか、逆に2号以下よりもたくさん時間がかかりますので不経済でございますので、大前提を確認して次に小前提ということを申しましたけれども、小前提の確認の都度都度、ちょっと大前提ももう一回振り返って確認していくというような形がいいかなというふうに今は考えておりますので、そのようにお考えいただければよろしいかなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 補足的ですけども、先ほど加藤議員から映像を参照したいというふうな提案があつて、委員会としては必要ならそうしましょうかということになっているんですけども、これはもう一回議事録を読むだけでもね、明確にこの発言は名指しで日下茂議員、水田議員、それから松井委員と3人名指しでこの発言がなされていることは、ほぼ誰が読んでも明確ですよ。松井議員個人だけに向けられた発言ではないということは議事録で分かると思ひます。

3人に向けられた発言で、このうちの1人が松井議員であると。その松井議員から抗議が出されておると。こういう流れなので、この松井議員だけに向けられたものであるのかどうかの確認ってこれ、不必要だろうと思うんですよ。3人に向けられていることが事実であれば、殊さらに松井議員がどうのこうのっていうことの確認、調査、これは私は必要がないんじゃないかと思うんですよ。そこをもう一度再考してもらえませんかねと思うんですがね、どんなもんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 横尾委員言われたとおり、議事録上はこの吉田議員の発言が3名に向けられたことは確認できます。その中で、であれば、名誉毀損なりを受けたのが3人いるわけで、それに対してその3人に対する名誉毀損に対して調査をするということになるのか。それとも、ちょっと結論として、3人に対して名誉毀損があったということを審査するのか。松井議員から訴えが来ているので、松井議員に対するものとして調査するのか。ちょっとその辺が、私なんか整理ができなくて、すみません。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） そもそも、松井議員からの訴えの原文には、最後のほうに私個人に対してなされたと、こういう記述なんで、そこはきちんと確認しておくというのが審査の正確性を担保する上で要るんじゃないかなと、こう思います。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それはね、松井議員は参考人というか請求者でね、招致を多分するでしょうから、そこで確認していただいたらいいと思うんですけどね。私個人に対してというのは、当然3人いるうち、私個人に対しても当然個人、個人、個人ですから、集団に対してじゃない、個人、個人、個人名指しですから。日下議員、水田議員、松井議員と名指しなんですから、当然受けたほうは私個人に対する侮辱だと。当然その侮辱は3人共通してますよ、私個人に対する侮辱。この侮辱は他の2人も同様に向けられていると。そのことは、自分じゃないから触れてませんけども、だから松井議員が私個人に対する侮辱ということについて、私だけに対する侮辱と言ってる意味では全くないということは、誰でも分かるだろうと思うので、私個人ということに対して、そこまでこだわる必要はないんじゃないですか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 必要な資料として、加藤議員が提案されたんだから、映像を確認することになぜそない抵抗されるんですか、反対されるんですか。むしろそっちのほうが変ですよ。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 映像を確認したらいいと思うんですよ。ただ、全く不必要だろうと。無駄なことはしたくないので言っているだけでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほどもちょっと御提案申し上げましたとおり、議事録を確認して、今ちょっと議題にいたしましたこの品位や名誉を損なう行為の有無というのをお考えいただく中で、その認定に映像資料がなお必要であるということであれば、それを調査することにさせていただきます。

ますということで、先ほど御提案させていただきました。そのような扱いでいかがでしょうか、横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 映像を確認して、何が分かるんですか、ということです。分かるんならいいですよ、何か。何が分かるんですか。何が分かるんですか。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、先ほど御提案しましたとおり、議事録を確認させていただきまして、とにかくちょっと待ってくださいね、映像資料の扱いにつきましては、先ほども御提案させていただきましたとおり、今却下しているわけではございません。議事録を確認して、なお必要が認められる場合にはそれも追加して確認しましょうという御提案をさせていただいておりますので、この取扱いに御異議があれば御意見をいただきますが、いかがでしょうか。御異議ありますか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 横尾議員に申し上げますが、1人の委員が提案していることに、そういう上から押さえつけるような言い方はよろしくないですね。場合によってはハラスメントと取られかねないことがありますから、そこは十分気をつけてください。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 十分気をつけましょう、はい。

○委員長（藤原 正伸君） この議論はちょっと、本日はここまでとさせていただきます。

資料の取扱いについては、先ほど御提案しましたとおりとさせていただきます。

ほか、何かございますか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ちょっと最初に確認すればよかったんですけども、この政治倫理審査会においてもインターネット配信なりとかっていう、そういう公開の部分ですね。前回と同様の扱いで考えてよろしいのかどうか、確認をお願いします。

○委員長（藤原 正伸君） 特に、今回の政治倫理審査会において秘密会とする、原則的に秘密とする要素というのは今のところないというふうに考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですかね。

先ほど幾つか調査の対象としての資料要求もいただいておりますが、先ほどの休憩中の協議の中で、ちょっとまだ未公開の資料等もございます。そういうものにつきまして、調査が必要になった場合の取扱い等について、個別にその公開、非公開というのを判断すべき場面はあるかとは思いますが、原則として会議自体は全ての方法で公開していくということで、委員の皆さん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、先ほどの嵯峨山議員の御質問については、そのように御認識どおりの取扱いということで御了解いただきたいというふうに思います。

ほか、何かございますでしょうか。

1号についての疑問等々についてはよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、資料の関係で傍聴の方にも公開すべき、ちょっと手続的な関係もございまして、本日はこれ以上の実質審査に入るのはなかなか難しいということがございますので、日程を次に送っていきたいと思います。

次回日程なんですが、最短で20日までこの期日が取れないという状況なんですが、20日の日程調整をどうしてもお願いしたいと思いますが、いかがですか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 申し訳ありません。20日の日ですけども、20日、21日と豊病議会の視察が入っております。どうしてもそちらに行かないといけない。

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時21分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次回の日程についてお諮りをしたいと思います。次回の日程は5月16日午前中ということで審査会を持ちたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

次回日程は5月16日午前9時からといたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、その後の日程につきましては、当日までに候補日をこちらのほうで調整しておきましてお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

本日の審査についてはここまでといたします。

その他につきまして、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 事務局からは何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、ないようですので、本日の会議は以上をもって終了したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

これをもちまして、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午後3時23分閉会
